

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び
「(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」
に関する Q & A の更新

事業者の皆様から問合せの多い事項について、ガイドラインに関する Q & A を追加等しました。

※ 更新箇所は、赤字（追加した部分には下線・削除した部分には取消線）で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

【事業者編】

1：個人番号の利用制限

Q 1-3 複数の個人番号関係事務で個人番号を利用する可能性がある場合において、個人番号の利用が予想される全ての目的について、あらかじめ包括的に特定して、本人への通知等を行ってよいですか。

A 1-3 事業者と従業員等の中で~~発生個人番号の利用~~が予想される事務であれば、あらかじめ複数の事務を利用目的として特定して、本人への通知等を行うことができます。
なお、従業員等ごとに利用目的を特定し、通知等する必要はなく、事業者の利用目的を特定し、まとめて通知等することができます。(平成 30 年 6 月更新)

(更新理由)

将来的な利用可能性も含めて包括的に特定できる旨を明確にするため、記載を追加しました。

Q 1-5 個人番号の利用目的の通知等は、どのような方法で行うことが適切ですか。

A 1-5 個人番号の利用目的の通知等の方法としては、書類の提示のほか社内 LAN における通知が挙げられますが、例えば次のような方法が考えられますが、詳細は個人情報保護法第 18 条及び個人情報保護法ガイドライン等に従って、従来から行っている個人情報の取得の際と同様の方法で行うことが考えられます。を参照してください。

- ・ 社内 LAN における通知
- ・ 自社のホームページ等への掲載による公表
- ・ 書面の提示による明示

(平成 29 年 5 月・平成 30 年 6 月更新)

(更新理由)

通知に限らず、公表及び明示を行う場合の例示を明確にするため、更新しました。

4：個人番号の提供の要求

Q 4-2 不動産の使用料等の支払調書の提出範囲は、同一人に対するその年中の支払金額の合計が所得税法の定める一定の金額を超えるものとなっていますが、その一定の金額を超えない場合は個人番号の提供を求めることはできませんか。

A 4-2 不動産の賃貸借契約については、通常、契約内容で一か月当たりの賃料が定められる等、契約を締結する時点において、既にその年中に支払う額が明確となっている場合が多いと思われます。したがって、契約を締結する時点で、契約内容によってその年中の賃料の合計が所得税法の定める一定の金額を超えず、支払調書を提出しないことが明らかな場合には、支払調書の提出は不要と考えられますので、契約時点で個人番号の提供を求めることはできません。

一方、年の途中に契約を締結したことから、その年は支払調書の提出が不要であっても、翌年は支払調書の提出が必要とされる場合には、翌年の支払調書作成・提出事務のために当該個人番号の提供を求めることができると解されます。(平成30年6月更新)

(更新理由)

国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-7)と平仄を合わせるため、更新しました。

Q 4-6 従業員や講演料等の支払先等から個人番号の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。

A 4-6 【国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」(Q1-2)(平成30年4月27日更新)より】

法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー(個人番号)を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー(個人番号)の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。従業員等との間でマイナンバー(個人番号)の提供の有無を判別できますので、特定個人情報保護の観点からも経過等の記録を行うことが望ましいものと考えられます。

なお、税務署では、社会保障・税番号<マイナンバー>制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしています。マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー(個人番号)の提供を受けられ

なかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いいたします。

(注) マイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合における、「提供を求めた経過等の記録、保存」は法令上の義務ではありません。「いつ提供を求め、その結果として提供を受けられなかった事実」を事後的に明らかにすることが可能であればよく、提供を受けることができなかった個別の事情までは記録する必要はありません。

~~法定調書の作成などに際し、従業員等から個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等に個人番号を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対して個人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。~~

~~それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。~~

~~経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。~~

~~なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしています（国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」（Q1-2）参照）。（平成28年4月・平成30年6月更新）~~

（更新理由）

国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」（Q1-2）が更新されましたので、これに伴い更新しました。

【（別冊）金融業務】

17：個人番号の提供の要求

Q17-6 金融機関の顧客が個人番号の提供を拒んだ場合、どのような対応が適切ですか。

A17-6 法定調書の作成などに際し、顧客から個人番号の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等に個人番号を記載しないで税務署等に書類を提出せず、顧客に対して個人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、個人番号の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録

をお願いします。

なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、個人番号・法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしています（国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」（Q1-2）[（平成30年4月27日更新）](#)参照）。（平成28年4月・[平成30年6月](#)更新）

（更新理由）

国税庁ホームページ「法定調書に関するFAQ」（Q1-2）が更新されましたので、これに伴い更新しました。